

令和7年9月4日

三芳町立藤久保公民館
館長 吉田 徳男 様

三芳町公民館運営審議会
委員長 上島 三介



「三芳町立公民館設置の見直しと藤久保地域拠点施設（地域交流ゾーン）の運営のあり方について」（答申）

令和7年7月1日付 三芳藤公第30号で諮問を受けた標題の件について、慎重に審議した結果、結論に達しましたので、下記のとおり答申します。

記

三芳町立公民館は、「各中学校区に1館の配置」を基本として、平成4年に現在の3館体制となって以来、各地域でそれぞれ「地区公民館」としての役割を果たしてきました。

公民館の目的は、社会教育法第20条において「実際に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会教育の増進に寄与すること」と規定されています。その目的を達成するため、各館では多年にわたり有効な事業を実施し、施設提供を行ってきました。こうした公民館活動は単に個々の生涯学習や集团的活動を推進するに留まらず、「まちづくり」や「地域課題の解決」、「地域住民の社会参加」にまで直接結び付けるものです。

近年は少子高齢化や自然災害への備えなど、地域の抱える課題は複雑多岐に渡っています。こうした中で、地域のつながりを育て、豊かな地域社会を築いていくために、公民館に求められる機能、特に地域づくりの拠点としての役割はますます高まっています。

さて、令和8年9月に開館予定の藤久保地域拠点施設（以下「新施設」という。）は、『集い・学び・育つ～輝く未来創造都市』を基本理念としており、その実現に向けては、「公民館」という特定の教育施設に捉われず、理念に基づく新たな施設へ移行することは一定の評価に値します。また、各所で公民館の再編やセンター化が進み、取り巻く環境が変化しているこの時に、公民館の設置について見直しを図ることも有用なことであったと考えられます。

しかしながら既述のとおり、「豊かな地域づくり」を進める上では、社会教育、また、その基幹としての公民館の果たす役割は大きく、公民館の意義や理念は時代に関わりなく普遍のものといえます。藤久保地域においても、公民館は地域づくりの核として40年余にわたりその役割を担ってきました。新施設においても、その種別に関わらず、引き続き社会教育が適切に実施されるよう、公民館の持つ機能が継承されなければなりません。

以上の観点から当審議会では、町立藤久保公民館を廃止することとした上で、新施設の望ましい運営のあり方に関し、次の5点について提言します。

1. 公民館機能の継続性と専門性、公共性を担保すること

藤久保公民館の廃止により、40年余の歴史ある活動の拠点であった藤久保公民館の名前がなくなることは大変残念なことです。公民館の事業活動が社会教育を推進し、もって豊かな地域づくりに寄与してきたことは前述のとおりです。これに代わる新施設においても、地区公民館としての事業・サービスが地域間に隔たりなく、継続して実施されることが重要です。

以上のことから、新施設が特定の教育施設に該当せずとも、これまでと同様に公民館の事業活動が行えるよう、法的に根拠付けすること。

2. 施設使用料の減免制度を設置すること

様々な年代層が種々の目的で活動し、集い、学び、交流することで地域のつながりが生

まれ、豊かな地域づくりへと発展します。新施設を拠点とする活動団体を保護・育成し、その活動をさらに推進するために、使用料負担の面で支援することが必要です。

社会教育を担う団体活動が停滞することのないよう、現行の公民館使用料の取扱いと同等の減免規定を新施設においても継承すること。

3. 事業を継続・拡充するための職員体制を確保すること

公民館と同等の事業を継続し拡充するには、社会教育を担うことのできる組織人事体制の整備が必要です。社会教育主事などの有資格者を含め、適切な職員配置をすること。

また、新施設では、行政機能の複合化と町長部局管理によって、様々な行政分野が緊密に連携し、住民にとって一体的な取組みが開始されることも期待できます。これを推進するには、地域課題への理解度や課題解決に向けた各種地域活動のコーディネートなど、特定の専門性に限定されない人材能力が必要です。新施設の機能が最大限に発揮されるよう適切な職員配置と人材育成を行うこと。

4. 公民館の事業・業務との連携を図ること

町立中央公民館及び竹間沢公民館は存続するものとし、新施設の事業運営にあたっては地域性や独自性を十分に発揮しつつ、両公民館とも緊密に連携・協力をしながら、円滑に運営されること。特に高齢大学などの基幹事業や町民文化祭などの全町的なイベントにあっては、公民館との調和を図りながら、一体性をもって継続的に実施すること。

5. 新施設の基本理念の実現に向け、新たなまちづくり活動の展開を図ること

新施設では、高度な多目的ホールやふじくぼ広場を活用した文化芸術活動の広がりも考えられます。従来の社会教育団体の活動が、文化会館に見られるような事業活動と交流・融合することによって、これまでにない新たな町民文化を創造することも期待できます。

公民館で行われてきた事業や団体活動、そして新施設が生み出す新たな利用者層や事業活動。この両者を有機的に結び付け、藤久保地域の活力と賑わいを創出し、これを内外に発信しながら新たなまちづくりに向けること。

以上の提言をもって新施設が有効に運営されることは、同時に町の第6次総合計画及び教育大綱に位置付く政策『地域まるごと学びの創出』と、それに紐付く各施策「地域活動の担い手の育成」・「公民館活動の推進」・「新しい知と文化の地域創造」・「生涯にわたる学びと活動の場の充実」の実現に向かうものと考えます。

新施設が、従来の力と新たな活力そして様々な行政機能と十分に連鎖しながら「豊かなまちづくり」を実現し、真に『新しい文化創造・未来創造の場』となることを切に願って答申とします。